

五監公告第18号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和5年12月19日

五 泉 市 監 査 委 員
浅 井 昇
剣 持 雄 吾

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

学校教育課

3. 監査の期間

令和5年10月30日～令和5年11月22日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

| 監査の結果(指摘事項) | 措置内容 |
|---|--|
| <p>経費執行伺や補助金の交付決定において、決裁権者の誤りが散見される。 また、委託料の執行において、必要とする手続きを経ずに発注している事例が見受けられる。 五泉市事務処理規則、契約事務規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p> | <p>指摘事項について、直ちに適正な決裁を受けるとともに、手続きに沿った書類を再度作成し事務手続きを行いました。 今後は、このようなことがないように十分注意して、適正な事務処理に努めてまいります。</p> |